

昭和六年法律第十五号

抵当証券法

第一条 土地、建物又ハ地上権ヲ目的トスル抵当権ヲ有スル者ハ其ノ登記ノ管轄スル登記所ニ抵当証券ノ交付ヲ申請スルコトヲ得

抵当権ノ目的物ガ数個ノ登記所ノ管轄地ニ散在スルトキハ抵当証券ノ交付ハ其ノ一ノ登記所ニ之ヲ申請スルコトヲ要ス

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ抵当証券ヲ発行スルコトヲ得ズ

一 抵当権ガ根抵当ナルトキ

二 抵当権ニ付本登記ナキトキ

三 債権ノ差押若ハ仮差押ノ登記又ハ抵当権ノ処分禁止若ハ抵当権ヲ他ノ債権ノ担保ト為シタル旨ノ登記アルトキ

四 債権又ハ抵当権ニ附シタル解除条件ノ登記アルトキ

五 抵当証券発行ノ特約ナキトキ

第三条 抵当証券ノ交付ヲ申請スルニハ左ノ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

一 申請書

二 抵当権者ノ登記識別情報ノ内容ヲ記載シタル書面

三 手形其ノ他ノ債権ニ関スル証券

四 抵当証券発行ノ特約ノ登記ナキトキハ抵当権設定者又ハ第三取得者及債務者ノ同意書

五 代理人ニ依リテ申請スルトキハ其ノ権限ヲ証スル書面

前項第三号ノ証券ナキトキハ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一条第二項ノ申請ヲ為スニハ申請書ニ其ノ旨ヲ記載シ且他ノ登記所ノ管轄ニ属スル目的物ノ登記事項証明書並ニ其ノ登記所ノ数ニ応ジ申請書ノ副本及附属書面ノ写本ヲ提出スルコトヲ要ス

抵当証券ノ交付ヲ申請スルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス

前項ノ手数料ノ納付ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第四条 申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 申請人ノ氏名及住所

二 代理人ニ依リテ申請スルトキハ其ノ氏名及住所

三 抵当権ノ目的タル土地、建物又ハ地上権ノ表示

四 抵当権設定者及第三取得者ノ氏名及住所

五 抵当権ノ順位及登記ノ年月日

六 抵当証券発行ノ定アル旨、債権額及元本又ハ利息ノ弁済期並ニ利息ニ関スル定アルトキ、債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ニ関スル定アルトキ、債権ニ付付シタルトキ、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百七十条但書ノ別段ノ定アルトキ又ハ元本若ハ利息ノ支払場所ノ定アルトキハ其ノ旨

七 債務者ノ氏名及住所

八 抵当権、質権又ハ先取特権ノ登記アルトキハ債権額、債権者ノ氏名及住所並ニ登記ノ年月日

九 地上権、永小作権、地役権、質借権又ハ配偶者居住権ノ登記アルトキハ其ノ権利者ノ氏名及住所並ニ登記ノ年月日

十 登記所ノ表示

十一 申請ノ年月日

第五条 登記官ハ抵当証券交付ノ申請ガ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ理由ヲ付シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ要ス但シ申請ノ欠缺ガ補正スルコトヲ得ベキモノナル場合ニ於テ登記官ガ定メタル相当ノ期間内ニ申請人ガ之ヲ補正シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 其ノ登記所ノ管轄ニ属セザルトキ

二 第二条ニ規定スル事由アルトキ

三 申請書ニ記載シタル事項ガ登記簿ト符合セザルトキ

四 申請ノ権限ヲ有セザル者ノ申請ニ因ルトキ

五 申請書ガ方式ニ適合セザルトキ

六 必要ナル書面ヲ提出セザルトキ

七 手数料ヲ納付セザルトキ

第一条第二項ノ申請アリタル場合ニ於テハ登記官ハ申請書ノ副本及附属書面ノ写本ヲ各管轄登記所ニ送付シ其ノ管轄ニ属スル目的物ニ付抵当証券ヲ作成スベキ旨ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第六条 抵当証券交付ノ申請ヲ受理シタルトキハ登記官(前条第二項ノ規定ニ依ル嘱託アリタルトキハ其ノ部分ニ付テハ嘱託ヲ受ケタル登記所ノ登記官)ハ遅滞ナク抵当証券ノ交付ニ付異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ申立ツベキ旨ヲ抵当権設定者、第三取得者、債務者、抵当権又ハ其ノ順位ノ譲渡人及先順位ヲ抛棄シタル者ニ催告スルコトヲ要ス但シ抵当証券ノ発行ヲ妨グル事由アルコトヲ発見シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

嘱託ヲ受ケタル登記官ハ此ノ限ニ在ラズ発行ヲ妨グル事由アルコトヲ発見シタルトキハ其ノ旨ヲ嘱託ヲ為シタル登記所ニ通知スルコトヲ要ス

第一項ノ催告ニハ第四条第一号及第三号乃至第七号ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

債務者ニ対スル催告ニハ前項ノ事項ノ外第三条第一項第三号ノ証券ガ手形ナルトキハ其ノ表示及同条第二項ノ規定ニ依ル記載ヲモ記載スルコトヲ要ス

第七条 抵当証券ノ交付ニ関スル異議ハ左ノ理由ニ基クトキニ限り之ヲ申立ツルコトヲ得

一 申請ニ付第二条ニ規定スル事由アルコト

二 債権ノ質入、差押又ハ仮差押アリタルコト

三 催告ニ記載シタル事項ガ登記簿ノ記録又ハ事実ト符合セザルコト

四 債務者ガ抵当権者ニ対シ相殺ヲ以テ對抗シ得ベキ債権ヲ有スルコト

異議ハ他ノ利害関係人ノ権利ニ関スル理由ニ基キ之ヲ申立ツルコトヲ得ズ

異議申立ノ権利ハ予メ之ヲ抛棄スルコトヲ得ズ

第八条 異議ニ関スル裁判ハ抵当証券交付ノ申請ヲ受理シタル登記所ノ所在地ノ管轄スル地方裁判所ニ於テ非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)ニ依リ之ヲ為ス

前項ノ裁判ニ対スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

異議ノ申立ヲ受理シタルトキハ登記官ハ事件ヲ管轄裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第九条 異議ニ関スル裁判確定シタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係登記所ニ通知スルコトヲ要ス

第十条 第六条ノ催告ヲ受ケタル者ハ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得レバ之ヲ以テ抵当証券ノ善意ノ取得者ニ対抗スルコトヲ得ズ

異議ノ申立ヲ理由トナシタル裁判確定シタル場合ニ於テハ其ノ申立ヲ為シタル者ハ二月内ニ訴ヲ提起スルニ非ザレバ申立ヲ為シタル事由ヲ以テ抵当証券ノ善意ノ取得者ニ対抗スルコトヲ得ズ

其ノ旨ヲ嘱託ヲ為シタル登記所ニ通知スルコトヲ要ス

第一項ノ催告ニハ第四条第一号及第三号乃至第七号ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

債務者ニ対スル催告ニハ前項ノ事項ノ外第三条第一項第三号ノ証券ガ手形ナルトキハ其ノ表示及同条第二項ノ規定ニ依ル記載ヲモ記載スルコトヲ要ス

第七条 抵当証券ノ交付ニ関スル異議ハ左ノ理由ニ基クトキニ限り之ヲ申立ツルコトヲ得

一 申請ニ付第二条ニ規定スル事由アルコト

二 債権ノ質入、差押又ハ仮差押アリタルコト

三 催告ニ記載シタル事項ガ登記簿ノ記録又ハ事実ト符合セザルコト

四 債務者ガ抵当権者ニ対シ相殺ヲ以テ對抗シ得ベキ債権ヲ有スルコト

異議ハ他ノ利害関係人ノ権利ニ関スル理由ニ基キ之ヲ申立ツルコトヲ得ズ

異議申立ノ権利ハ予メ之ヲ抛棄スルコトヲ得ズ

第八条 異議ニ関スル裁判ハ抵当証券交付ノ申請ヲ受理シタル登記所ノ所在地ノ管轄スル地方裁判所ニ於テ非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)ニ依リ之ヲ為ス

前項ノ裁判ニ対スル即時抗告ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

異議ノ申立ヲ受理シタルトキハ登記官ハ事件ヲ管轄裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第九条 異議ニ関スル裁判確定シタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係登記所ニ通知スルコトヲ要ス

第十条 第六条ノ催告ヲ受ケタル者ハ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得レバ之ヲ以テ抵当証券ノ善意ノ取得者ニ対抗スルコトヲ得ズ

異議ノ申立ヲ理由トナシタル裁判確定シタル場合ニ於テハ其ノ申立ヲ為シタル者ハ二月内ニ訴ヲ提起スルニ非ザレバ申立ヲ為シタル事由ヲ以テ抵当証券ノ善意ノ取得者ニ対抗スルコトヲ得ズ

前項ノ訴ヲ提起アリタルトキハ裁判所ハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十一条 第六条ノ催告ニ指定シタル期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記官ハ抵当権ノ目的物ガ其ノ登記所ノ管轄地ノミニ在ル場合ニハ直ニ、抵当権ノ目的物ガ数個ノ登記所ノ管轄地ニ散在スル場合ニハ嘱託ヲ受ケタル登記所ヨリ抵当証

券ノ送付ヲ受ケタル後直ニ抵当証券ヲ交付スルコトヲ要ス異議ヲ理由トナシタル裁判確定シタルトキ亦同ジ

第十二条 抵当証券ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ登記官記名捺印シ且登記所ノ印ヲ捺捺スルコトヲ要ス

一 証券ノ番号

二 第四条第一号及第三号乃至第九号ニ掲グル事項

三 登記所ノ表示

四 証券作成ノ年月日

嘱託ヲ受ケタル登記所ヨリ抵当証券ノ送付ヲ受ケタルトキハ登記官ハ其ノ作成ニ係ルモノト一括シ之ニ各証券ハ同一ノ債権ノ為ニ作成シタルモノナル旨ヲ記載シ且記名捺印スルコトヲ要ス

第十三条 第三条第一項第三号ノ書面ノ提出アリタル場合ニ於テ抵当証券ヲ交付シタルトキハ登記官ハ抵当証券ヲ交付シタル旨ヲ其ノ書面ニ記載シ登記所ノ印ヲ捺捺シタル旨ヲ申請人ニ還付スルコトヲ要ス其ノ書面中ニ手形アルトキハ其ノ手形ハ爾後効力ヲ有セズ

第十四条 抵当証券ノ発行アリタルトキハ抵当権及債権ノ処分ハ抵当証券ヲ以テスルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

抵当権ト債権トハ分離シテ之ヲ処分スルコトヲ得ズ

第十五条 抵当証券ノ譲渡ハ裏書ニ依リテ之ヲ為ス

手形法第十三条第一項ノ規定ハ前項ノ裏書ニ之ヲ準用ス尚其ノ裏書ニハ被裏書人ノ氏名又ハ商号、裏書人ノ住所及裏書ノ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第十六条 抵当証券ノ発行アリタル場合ニ於テハ抵当権ノ変更ハ不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ登記ヲ為シ且抵当証券ノ記載ノ変更ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ数個ノ不動産ニ付抵当権アル場合ニ於テ其ノ一ヲ消滅セシメタルトキ亦同ジ

第十七条 抵当証券ノ記載ノ錯誤又ハ遺漏ガ登記ノ錯誤又ハ遺漏ニ基カザル場合ニ於テハ所持人ハ抵当証券ノ記載ノ変更ヲ申請スルコトヲ得債務者ノ表示ノ変更其ノ他ノ事由ニ因リ登記ヲ變更又ハ更正シタル為抵当証券ノ記載ガ登記ト符合セザルニ至リタル場合亦同ジ

第十八条 前条ノ場合ヲ除クノ外抵当証券ノ記載ノ変更ハ不動産登記法第六十六条ノ規定ニ依ル

附則（平成二一年五月一四日法律第四三三号）抄

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。

附則（平成一五年八月一日法律第一三九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。ただし、第三条のうち非訟事件手続法第百二十五条第一項の改正規定及び第十三条のうち抵当証券法第四十一条の改正規定中新不動産登記法第百二十七条の準用に係る部分は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の施行の日（平成十七年四月一日）又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年二月三日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）
第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年四月一三日法律第二九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年三月三一日法律第二三三号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。一から二まで 略

三 附則第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百七十条、第二百九十六条、第三百十一条、第三百三十五条、第三百四十条、第三百七十二條及び第三百八十二条の規定 平成二十三年四月一日

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）
第三百八十二条 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施行法第八條第二項、附則第二百六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三條第五項、附則第二十二條において準用する場合を含む）、附則第二百九十六条の規定による改正後の商業登記法第十三條第二項本文（同法第四十九條第七項（同法第九十五條、第一百一条及び第一百八條において準用する場合を含む）及び他の法令において準用する場合を含む）、附則第三百十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三條第四項本文、附則第三百三十五條の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一條第二項本文、附則第三百四十條の規定による改正後の後見登記法等に関する法律第十一條第二項本文又は不動産登記法第百九條第四項本文（同法第百九條の二第四項、第百二十條第三項、第百二十一条第五項及び第百四十九條第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができ

る。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほ

か、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成二三年五月二五日法律第五三三号）抄

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二九年六月二日法律第四五九号）抄

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成三〇年七月二三日法律第七二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 第二条並びに附則第十条、第十三條、第十四條、第十七條、第十八條及び第二十三條から第二十六條までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和三年四月二八日法律第二四四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中不動産登記法第百三十一條第五項の改正規定及び附則第三十四條の規定 公布の日
（抵当証券法の一部改正に伴う経過措置）
第四十一条 前条の規定による改正後の抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する新不動産登記法第百二十一条第三項から第五項までの規定は、施行日以後にされる抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求について適用し、施行日前にされた抵当証券の控え及びその附属書類の閲覧請求については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年五月一九日法律第三七三号）抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十七條（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七條及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八條第一項、第五十九條から第六十三條まで、第六十七條及び第七十一條から第七十三條までの規定 公布の日
（政令への委任）
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第七十三条（検討）

政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を別途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。